

国立大学法人名古屋大学と中日本高速道路株式会社との間における 包括的な連携推進に関する協定書

国立大学法人名古屋大学（以下、「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下、「乙」という。）とは、社会における実用につながる学術研究の振興と研究成果の社会活用の推進を図るため、ここに包括的な連携推進に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲が有する基礎研究成果（シーズ）と、乙が有する市場（ニーズ）志向の技術経営力を結合し、高速道路の建設、維持管理、環境など相互協力が可能なすべての分野における産学連携を推進することにより、研究成果の社会活用を強化するとともに、先端的な技術力かつ広い視野を有する高度技術者や研究者の育成に貢献することを目的とする。

（連携項目）

第2条 本協定に基づく連携項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同研究、委託研究、寄附講座等の実施とこれに伴う研究者及び技術者の相互交流
- (2) 甲の大学院学生等に対する乙でのインターンシップ機会の付与
- (3) 技術連携に基づく地域特性を生かした製品の社会への提供
- (4) その他、上記以外の学際横断的な研究者・技術者の交流

（委員会）

第3条 甲及び乙は相互に密接な連携・協力を保ち、本協定の円滑かつ積極的な推進を図るため、甲及び乙で構成する委員会を設置し、必要に応じて開催するものとする。

2 委員会の構成、運営について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、定める。

（研究の実施）

第4条 本協定に基づき、共同研究、委託研究、寄附講座を実施する場合には、その都度書面による契約を締結する。

（調整）

第5条 本協定に基づく、研究者の交流、インターンシップ、地域特性を生かした製品の社会への提供について、具体的な詳細事項は、その都度両方で意見の交換を行い調整するものとする。

(連結子会社との協力)

第6条 本協定に基づく連携項目の実施について、乙は、連結子会社と一体となって行うものとする。

(本協定の開示)

第7条 甲及び乙は、本協定の存在につき、事前の文書による相手方の承諾無しに、第三者に開示できるものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本協定の各条項の実施に伴い相手方より提供又は開示を受けた情報であつて、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下併せて「秘密情報」という。）について、第三者に提供、開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りではない。

- 一 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- 二 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
- 三 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 甲及び乙は、秘密情報（前項ただし書に掲げられるものを除く。）につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対し当該情報を開示することができる。

- 一 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること
- 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
- 三 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること
- 四 開示に際して、法令等の定めに従い当該情報の秘密を保持する手続きを取ることができる場合は、相手方と協議の上当該手続きを取ること

3 甲及び乙は、秘密情報（第1項ただし書に掲げるものを除く。）を本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

4 前3項は、第9条の規定によらず、本協定が終了した後5年間は存続するものとする。ただし、甲、乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

5 甲は、乙が本協定の目的のために、甲が開示した秘密情報を、第6条に規定する乙の連結子会社に提供、開示することを認めるものとする。乙は、乙の連結子会社に、前4項に規定する秘密保持の義務を課すものとし、乙の連結子会社がこれに違反した場合は、乙がその責を負うものとする。

(有効期限)

第9条 本協定は、代表者の署名完了の日から3年間効力を有するものとする。ただし、各当事者は、本協定の満了する3ヶ月前までに文書による通知により、本協定を終了することができるものとする。当該通知がなされない場合は、本協定は自動的に更に3年間更新されるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上各1通を保管する。

平成22年 5月13日

甲 愛知県名古屋市千種区不老町
国立大学法人名古屋大学
総 長 濱口 道成

乙 愛知県名古屋市中区錦2丁目18番19号
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 高橋 文雄
